ハ　推進効率改良型船型（バトックフロー船型、エラ船型又は船尾バルブに限る。）又は空気潤滑システム

ニ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）

二　航海支援システム（気象及び海象に係る予測情報に基づく環境への負荷の低減に資する最適な航路及び速力を表示する装置を有するものに限る。）を有しているもの

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第十五項各号及び第三十九条の七第九項各号の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条第一項の表第八号及び第六十五条の七第一項の表第八号の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める船舶

一　海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）　別表一に掲げる船舶

二　沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）　別表二に掲げる船舶

三　建設業又はひき船業　別表三に掲げる船舶

別表一　外航船舶

第一号から第十九号までに掲げる装置、機器及び船型（第二十号から第二十五号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第二十号から第二十五号までに掲げる機器及び装置並びに第一号から第十九号までに掲げる装置、機器及び船型）の全てを有している船舶

一　主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。以下同じ。）が次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「海防法施行令」という。）第十一条の表第一号中欄イからヘまで及び第二号中欄イからハまでに掲げる原動機（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百九十五号。以下「平成二十七年改正令」という。）附則第二項各号に掲げるもの及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十九号。以下「平成二十二年改正令」という。）附則第六条各号に掲げるものを除く。）であって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が次に掲げるその使用する放出海域のいずれにおいても使用するものにあっては、(i)に掲げる放出海域で使用する場合には(i)に定める値以下となるもの（次に掲げる放出海域で使用する場合には(ii)に定める値以下となるもの）

(i)　海防法施行令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる放出海域　同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出基準の値に二十分の十九・五を乗じて算出された値

(ii)　海防法施行令第十一条の七の表第二号上欄に掲げる放出海域　同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値

(2)　平成二十七年改正令附則第六条各号に掲げる原動機（平成二十二年改正令附則第二項各号に掲げるものを除く。）のうち平成二十七年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号までの上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるもの

(3)　平成二十二年改正令附則第六条各号に掲げる原動機のうち平成二十二年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号までの上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類及び能力の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に七十分の六十七を乗じて算出された値以下となるもの

ロ　電子制御型ディーゼル主機関

ハ　電気推進装置

二　船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置

三　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置

四　主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置

五　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの

ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの

六　機関室内ビルジの高位警報装置

七　衛星航法装置

八　自動操舵装置

九　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関

ロ　A重油専用発電機関

ハ　ターボ・ジェネレーター

ニ　風力発電機関

ホ　排気ガス浄化装置付発電機関

十　燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置

十一　主機関の運転状態の自動記録装置

十二　ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚ボイラー

十三　汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）

十四　海事衛星通信装置

十五　自動衝突予防援助装置

十六　造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）

十七　給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）

十八　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）、エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首

イ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）

ロ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）

ハ　船尾装着フィン

十九　船首方位制御装置

二十　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンポジット・ボイラー